

# 地域生活支援給付の報酬改定 について

## ○ 平成30年4月以降から変更になる点

- 障害福祉サービスの報酬改定に伴い、地域生活支援（移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援）の報酬単価も変更になります。（サービスコード表等は鋭意作成中です。4月末までにお知らせします）

- 訪問入浴サービスを行う際、同一建物等でサービス提供した場合、報酬単価が減算になります。

①・③→10%減算      ②→15%減算

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②を除く)

②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合

③上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)